## 議案第46号

三田市農業共済損害評価会委員の委嘱につき同意を求めることについて

三田市農業共済損害評価会委員に次の者を委嘱したいので、三田市農業共済条例 (昭和47年三田市条例第13号)第88条の規定により、議会の同意を求める。

記

	氏	名		住所
	にし 西	v t 久	<sup>み</sup> 美	兵庫県三田市寺村町
n s 今	<sup>きた</sup> 北		nsl 強	兵庫県三田市貴志
y や 宮		よし <b>古</b>	カップ <sup>*</sup>	兵庫県三田市香下
	わ き <b>脇</b>	ŧ さ 正	, 美	兵庫県三田市山田
	<sup>さき</sup> 崎	まさ 正	のり <b>則</b>	兵庫県三田市加茂
上大草		とし 利	nvj <sup>*</sup>	兵庫県三田市西野上
L h		産	** 夫	兵庫県三田市母子
坪 之		ょし 好	和	兵庫県三田市十倉
np 1		しげ <b>重</b>	かず	兵庫県三田市上槻瀬

東良	もと あき 元 明	兵庫県三田市下相野
坊 野	か えっ 嘉 悦	兵庫県三田市藍本
市 井	<sub>けんじろう</sub> 建 治 郎	兵庫県三田市四ツ辻
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	とよ かず 豊 和	兵庫県三田市東本庄
嵐	try e j 泰 造	兵庫県三田市下内神
宮脇	たけ ひろ 武 弘	兵庫県三田市武庫が丘四丁目

平成24年3月26日提出

三田市長 竹 内 英 昭

## (提案理由)

平成24年3月31日付をもって、三田市農業共済損害評価会委員 中西 久美 氏他14名の任期が満了するので、後任委員を委嘱する必要があるため。

## 三田市農業共済条例

(組織)

第88条 損害評価会は、前条第2項に規定する事項に関し学識経験を有する者 のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱した委員15人以内をもつて組織す る。

## (委員の任期)

- 第89条 損害評価会の委員の任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日 から起算する。ただし、定数の補充によつて選任された委員の任期は、退任し た委員の残任期間とする。
- 2 任期満了によつて退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその 職務を行う。